

令和 2 年

市議会 1 2 月定例会議案参考資料

(追 加 分)

知立市特別職の職員で常勤のものの特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第 8 7 号、参考資料)

改正後	改正前
令和 2 年 12 月 24 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における市長の給料月額は、<u>知立市特別職の職員で常勤のもの</u>の給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 36 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に<u>100 分の 10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。	1 <u>令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 23 日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額</u>は、<u>知立市特別職の職員で常勤のもの</u>の給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 36 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に市長にあっては 100 分の 20 を乗じて得た額を、副市長にあっては 100 分の 7 を乗じて得た額を、教育長にあっては 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。
	2 <u>令和 2 年 12 月 1 日の基準日（条例第 5 条第 1 項に規定する基準日をいう。）に係る期末手当の額は、同条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、その基準日に係る同条第 2 項及び第 3 項の規定により算出される期末手当の額から市長にあってはその全額を、副市長及び教育長にあってはその 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。</u>